

新宿区在宅重度心身障害者寝具乾燥・消毒サービス事業実施要綱

平成27年11月17日

(27新福障経第1486号 福祉部長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、寝具乾燥等の機会に欠ける在宅の重度心身障害者(以下「障害者」という。)に対して障害者が使用する寝具を定期的に乾燥及び消毒並びに水洗いする機会を提供する(以下「乾燥・消毒サービス」という。)ことにより衛生的な寝具を使用した快適な就寝を確保する一助とすることをもって障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 乾燥・消毒サービスを受けることができる者(以下「対象者」という。)は、新宿区の区域内に住所を有し、次の各号すべてに該当する者とする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 身体障害者手帳1級若しくは2級の者又は愛の手帳1度若しくは2度の者
- (2) おおむね1年以上寝たきり又はこれに準ずる状態にある者
- (3) 住居その他の事情により寝具乾燥の機会を得られない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するとき、又はそれぞれ当該各号に期間を定めているときは、その期間は、対象者としなない。

- (1) 65歳以上の者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設又は他の法律に規定する施設等に入所している者
入所している間
- (3) 医療機関に入院している者
入院している間

(乾燥・消毒サービス実施回数)

第3条 乾燥・消毒サービスは、受給者1人につき月1回、年12回実施するものとし、うち1回は水洗いとする。

(乾燥・消毒サービス対象寝具)

第4条 乾燥・消毒サービス対象寝具は、受給者が使用する寝具一組とする。

2 前項の寝具一組は、敷布団及び掛け布団併せて3枚以内並びに毛布1枚以内とする。

(申請)

第5条 区長は、対象者が乾燥・消毒サービスを受けようとするときは、受給資格認定申請書(第1号様式)により申請させるものとする。ただし、必要に応じて第2条に定める対象者の要件を確認する書類及び第9条各号に定める費用負担金の決定に要する書類を提出させるものとする。

(受給資格の決定)

第6条 区長は、前条の申請を受けたときは、受給資格の有無について必要な調査を行い、受給資格を認めたときは新宿区在宅重度心身障害者寝具乾燥・消毒サービス決定通知書(第2号様式。以下「サービス決定通知書」という。)により、受給資格がないと認めたときは新宿区在宅重度心身障害者寝具乾燥・消毒サービス非対象者決定通知書(第3号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(実施期間等)

第7条 前条により対象者の受給資格を認めたときは、原則として第5条の申請があった日を始期として乾燥・消毒サービスを実施する。ただし、施設に入所している者が入所中に、又は医療機関に入院している者が入院中に申請したものであるときは、この限りではない。

2 乾燥・消毒サービスを実施する日時(以下「実施日時」という。)は、受給者及び第8条の規定に基づき区長が業務委託契約を締結した乾燥・消毒サービス実施業者(以下「実施業者」という。)が話し合って決定する。ただし、初回実施日時は、前項で定めた始期にできる限り近い日とする。

3 次の各号のいずれかに該当する受給者の終期は、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 第2条第1項各号の全てに該当しないとき 全てに該当しないことが明らかになった日

(2) 転出したとき 転出日

(3) 死亡したとき 死亡日

(4) 第2条第2項第1号に該当したとき 65歳到達日の属する月の末日

(5) 第2条第2項第2号に該当したとき 施設入所日の前日

(6) 第2条第2項第3号に該当する者の入院期間が長期(概ね3か月以上)に及ぶとき
長期に及ぶことが明らかになった日

(7) 辞退届が提出されたとき 辞退届が本区に到達した日
(実施方法)

第8条 乾燥・消毒サービスは、専門業者との業務委託契約により実施する。

(費用の負担)

第9条 区長は、第6条により受給資格を認めた者(以下「受給者」という。)に、乾燥・消毒サービスに要する経費の1割(10円未満は切り捨て)(以下「費用負担金」という。)を負担させる。

2 前項の費用負担金は、受給者が、乾燥・消毒サービス実施日に実施業者に直接支払う。

3 第1項の規定にかかわらず、受給者は次の各号のいずれかに該当する場合は、費用負担金を負担することを要しない。

(1) 生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者であるとき

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年4月6日法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付を受けている中国残留邦人等であるとき

(費用負担額の通知)

第10条 区長は、毎年度当初又は新たに第9条第3項各号のいずれかに該当したとき若しくは非該当となったときに前条の費用負担金の額を決定し、新宿区在宅重度心身障害者寝具乾燥・消毒サービス費用負担額決定通知書(第4号様式)により、受給者に通知する。

第11条 削除

(受給資格の消滅)

第12条 第7条第3項各号のいずれかに該当した受給者は、当該各号にそれぞれ定める終期の翌日に受給資格を消滅する。

2 区長は、前項の決定をしたときは、新宿区在宅重度心身障害者寝具乾燥・消毒サービス受給資格消滅通知書(第5号様式)により受給者に通知する。

(届出)

第13条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格変更・喪失届出書(第1号様式)により区長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 第7条第3項第1号から第6号のいずれかに該当したとき
- (3) 第9条第3項各号のいずれかに該当したとき又は非該当となったとき
- (4) 乾燥・消毒サービスを一時的に中止するとき又は中止後に再開するとき

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月25日2新保管第2456号)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年2月24日3新保管第2135号)

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年2月5日10新福障第1534号)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年2月7日11新福障第1489号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月20日13新福障第2156号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日2新福障経第2169号)

利用者負担金については、第9条による経費の1割とすると平成21年度は急増するため、利用者負担の軽減を考慮して、当分の間別表のとおり平成20年度のまま据え置くこととする。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表

	利用者負担金
寝具の乾燥・消毒	240円
寝具の水洗い	760円

附 則（平成22年3月12日21新福障経第1995号）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第9条第1項及び第10条に基づき平成22年度の費用負担金を別表のとおり定める。

別表

	費用負担金
乾燥・消毒	180 円
水 洗 い	710 円

附 則（平成23年3月24日22新福障経第2096号）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第9条第1項及び第10条に基づき平成23年度の費用負担金を別表のとおり定める。

別表

	費用負担金
乾燥・消毒	150 円
水 洗 い	520 円

附 則（平成24年4月1日24新福障経第62号）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第9条第1項及び第10条に基づき平成24年度の費用負担金を別表のとおり定める。

別表

	費用負担金
--	-------

乾燥・消毒	110円
水 洗 い	400円

附 則 （平成25年3月14日24新福障経第2186号）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第9条第1項及び第10条に基づき平成25年度の費用負担金を別表のとおり定める。

別表

	費用負担金
乾燥・消毒	90円
水 洗 い	200円

附 則 （平成26年4月1日 新福障経第1号）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第9条第1項及び第10条に基づき平成26年度の費用負担金を別表のとおり定める。

別表

	費用負担金
乾燥・消毒	120円
水 洗 い	250円

附 則 （平成27年12月17日 27新福障経第1682号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 （平成28年2月18日 27新福障経第2077号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第10条に基づく新年度費用負担金の額の決定、通知のために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。